

15. 農業分野

農業(1)	外国産小麦の政府売り渡し価格の引下げ
規制の現状	ウルグアイラウンド合意により小麦は関税化されたが、二次関税率が高く、国家貿易体制が維持されている。また、外国産小麦の政府売渡価格は、依然として、価格面で安い外国産小麦による輸入差益を国産小麦の価格支持の補填に充てることを基本とした、いわゆる内外麦コストプール方式により決定されている。その結果、製粉企業への外国産小麦の売り渡し価格は輸入価格の1.7～1.8倍となっている。
要望内容	外国産小麦の政府売渡価格を計画的かつ継続的に引き下げるべきである。
要望理由	「新しい麦政策大綱」に基づき、2000年度から国内産麦の民間流通への移行が図られ、入札・相対取引、品質取引が導入されたことは、小麦に関する内外価格差の是正と国内産麦の品質向上の観点から、一定の評価はできる。しかし、関税率20%前後の安価な小麦粉調整品及び二次加工品による攻勢と国産原料の高価格との板挟みの状況に追い込まれている国内食品工業の経営状況は厳しく、このままでは生産の空洞化が本格化する恐れがある。また、小麦の民間流通への移行が進展する中で、消費者負担型の価格支持制度は、消費者の視点を重視すべき農政改革に逆行している。
根拠法令等	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第68条 同法施行令第43条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省総合食料局食料企画課

農業(2)	国産ビール大麦購入義務化の廃止および外国産麦芽の関税無税化
規制の現状	<p>ビール原料である麦芽については関税割当制度がとられており、基本的に国内需要見込み数量から国内生産見込み数量を控除した数量の輸入に対して、一次税率が適用されて関税が無税となる。本制度の運用に当たっては、契約栽培に基づく国産ビール大麦の購入が前提とされており、ビールメーカーにとっては、国産ビール大麦の購入が実質上義務付けられている。</p>
要望内容	<p>ウルグアイランド合意によりビール関税が撤廃(2002年)されたことを踏まえ、その原料となる国産ビール大麦と輸入麦芽との実質的な抱合わせ購入義務を廃止すべきである。併せて、外国産麦芽の関税無税化を早急に実施すべきである。</p>
要望理由	<p>政府は現行制度を維持する理由として、以下の2点を挙げている。</p> <p>麦芽の関税割当制度の運用に当たっては、ビール用大麦について、従来から業界と生産者団体との間の自主的協議により契約が結ばれている。これにより、国内需要量見込みからこの契約に基づく国産ビール大麦の引取量を差し引いたものにつき、麦芽関税割当制度に一次税率(無税)枠を設定している。</p> <p>麦芽の関税割当に当たり参酌している国産ビール大麦の引取量は、業界と生産者団体の自主的協議により決定されているものであり、無税での輸入麦芽数量と国内産ビール大麦の引取数量をセットする、いわゆる抱合わせ制度は行なわれていない。</p> <p>しかしながら、外国産麦芽の1次税率の関税割当数量は事実上、国産ビール大麦の購入を前提としたものである。また、これまでの国産ビール大麦に係る契約栽培は民間ベースの自主的協議のみによっているとは言えず、生産側の要請により行政が関与してきたことは否定しがたい。国産ビール大麦による麦芽の価格は輸入麦芽の約6倍になっている。この結果、ビール業界全体で約106億円(平成15年産見込み)の負担増を強いられている。</p>
根拠法令等	<p>関税定率法 関税暫定措置法 関税割当制度に関する政令</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省生産局農産振興課

農業(3)	砂糖の価格制度のさらなる見直し
規制の現状	<p>砂糖の内外価格差を縮小し、国内消費を拡大するため、1999年9月に策定された「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づき、粗糖関税の撤廃、及び糖価安定資金を財源とした価格引下げなど砂糖価格制度の見直しが進められている。しかし、生産農家対策等の対策コストを調整金として徴収し、結果として多大な消費者負担により国内砂糖価格を支持するという基本的な枠組みは改善されておらず、今後、制度のさらなる見直しを図る必要がある。</p>
要望内容	<p>現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置づけ、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格、及び国内砂糖価格の引下げが実現するようにすべきである。</p>
要望理由	<p>「新たな砂糖・甘味資源政策大綱」に基づいた種々の見直しは、市場を踏まえた適正な価格形成という観点から、一定の評価はできる。しかしながら、現行制度の下では、大きな内外価格差が残るものと考えられ、さらなる見直しが求められる。従って、価格制度を抜本的に見直し、消費者・ユーザーに合理的な価格で安定的に砂糖を供給するため、より適正な価格形成が行われるようにすべきである。</p>
根拠法令等	<p>糖価調整制度 砂糖の価格調整に関する法律</p>
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省生産局特産振興課

農業(4)	無糖ココア調製品の関税割当の拡大等
規制の現状	1988年4月より、チョコレート関税の引下げに伴う対策として、チョコレートに利用される無糖ココア調製品の関税割当枠(無税)が設定されている(国産粉乳1の使用に対して、2.6の無糖ココア調製品の関税割当枠)。なお、2002年度より、関税割当枠が2.1万トンへ拡大された。
要望内容	無糖ココア調製品の国産粉乳との抱合せ比率を緩和するべきである。 工場毎に記載が義務付けられている国産粉乳使用台帳、ココア調製品台帳の記載内容等を事業者負担の軽減等の観点から見直し、大幅に簡素化すべきである。
要望理由	ガット・ウルグアイ・ラウンド合意により、チョコレート関税(10%)は据え置かれたが、1988年当時と比較しても、円高の進行等により菓子業界にとっては海外製品との競争は激化しており、無糖ココア調整品を利用する国内菓子業界の競争力を弱める結果となっている。
根拠法令等	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第2条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省総合食料局食品産業振興課

農業(5)	調製食用脂の関税割当枠の拡大
規制の現状	バター等の乳脂肪を含む調製食用脂の関税割当に関しては、1995年度に制度改革が行われ、当時の輸入比率において大きなシェアを誇っていたニュージーランド産の調製食用脂について、別途関税割当枠が設定され、優先的に関税割当を受けることとされた。
要望内容	ニュージーランド産以外の各国産の製品についても、乳脂肪を含む調製食用脂の関税割当枠の拡大を図るべきである。
要望理由	現状では、ニュージーランド産以外の良質な調製食用脂に対するニーズが高まっており、これらの需要に即した品質・価格を有する調製食用脂の調達を可能にする観点から、関税割当枠を拡大し、ニュージーランド産以外の調製食用脂についても輸入を容易にすべきである。
根拠法令等	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第2条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省総合食料局食品産業振興課

農業(6)	現に耕作の目的に供していない農地の一時的転用の規制緩和
規制の現状	市街化区域外の農地を工事用の用地として使用するにあたっては、県知事の農地転用許可を要する。
要望内容	<p>現に耕作の目的に供していない農地を工事のために一時的に使用する場合、県知事による農地転用許可を不要とするべきである。</p> <p>作付確約書の添付が転用許可制度上の措置でないのであれば、転用許可申請の際の添付書類から作付確約書を除くよう、各県への指導を徹底するべきである。</p>
要望理由	<p>現在、申請から許可まで2ヶ月が必要となっている。申請には、現に耕作の目的に供していないにもかかわらず、作付確約書を添付しなくてはならず、また、工事終了後には、現実に農地として何らかの作物の作付けを行うように指導される。こうした許可を撤廃することにより、工事コストの削減、工事期間の短縮を図ることができる。遊休農地の適正利用を図る観点から作付確約書の添付を求めているのであれば、別途、耕作放棄地の所有者に対して県が直接働きかけるべきであり、転用許可とは切り離すべきである。</p>
根拠法令等	農地法第5条
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省農村振興局農村政策課

農業(7)	農業用温室の建設に係る適用基準の緩和[新規]
規制の現状	<p>農業用温室は、最近の行政判断としては建築物として取り扱われている。しかし、適用法規である建築基準法には、農業用温室を想定した基準が設けられておらず、一般の建物に関する基準(建築基準法第2条第1号、第37条)が適用される可能性がある。</p>
要望内容	<p>少なくとも農地に建てられる農業用温室については、大規模のものであっても、建築基準法(第2条第1項、第37条)が適用されないことを明確にすべきである。</p> <p>建築基準法が適用されるのであれば、建築基準法において、一般の建物とは別に農業用温室向けの基準を定めるべきである。</p>
要望理由	<p>建築基準法が適用されることによって、農業用温室の建設コストがかさむとともに、海外の優れたシステムの導入の障害となり、輸入野菜に対して国産農作物の競争力が損なわれる。優れた温室のシステムが普及すれば、低農薬で安定した価格の農産物の供給につながる。また、天候等に左右されない安定した農業経営が可能となり、しかも、作業環境も改善されるため若者の就農の増加が見込まれる。</p> <p>農業用温室は、人間が常時生活する空間ではなく、しかも、使われる部材のサイズ・重量が一般の建物と比べ、格段に軽薄なため、万一の災害時にも人間の生命・身体への危険性はほとんどない。また、平屋であるため、万一倒壊しても、公道をふさいだり、第三者へ危害を与える怖れはない。</p>
根拠法令等	建築基準法第2条第1号、第37条
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省

農業(8)	農業生産法人以外の株式会社の農業への参入【新規】
規制の現状	<p>農地法では、法人による農地の所有は、農業生産法人にのみ認められている。株式会社形態の農業生産法人も認められているが、株式譲渡制限、出資比率、役員構成などに関して厳しい要件が課されている。構造改革特別区域法により、農業生産法人以外の株式会社によるリース方式による農業への参入の道が開かれたが、対象地域が耕作放棄地や効率的利用を図る必要がある農地等が相当程度存在する地域に限定されるなど制約が多い。</p>
要望内容	<p>農業経営主体としての株式会社に関する規制を撤廃すべきである。 少なくとも、構造改革特別区域においては、農業生産法人以外の株式会社による農地の取得・保有を認めるべきである。 現在、構造改革特別区域法で認められたリース方式による株式会社の農業への参入を全国に適用される一般的な制度とするべきである。</p>
要望理由	<p>株式会社形態での農業経営は、農業経営基盤強化の観点から、資金調達面や人材確保面、コスト面などさまざまな面で有利であるが、出資比率、役員構成などについて制約が多く、株式会社形態の有利性を十分発揮することが困難である。</p>
根拠法令等	<p>農地法 構造改革特別区域法</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>農林水産省経営局構造改善課</p>

農業(9)	バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでんぷん等の関税の撤廃【新規】
規制の現状	でんぷんの二次税率は119円/kgであり、食用と工業用の区別なく課税されている。関税割当制度の特例措置があるが、その対象は、グルタミン酸ソーダ等生産用の一部に限定されている。
要望内容	バイオテクノロジーを用いた工業原料となるでんぷん等の関税を撤廃すべきである。
要望理由	バイオテクノロジーを巡る国際競争激化の中、わが国の「取組を国家レベルで強化しなければ、この21世紀最大の科学技術の進歩に我が国は取り残される危険があり、バイオテクノロジーの「めざましい発展の成果を国民生活の向上につなげ、技術立国をめざす日本の産業の発展につなげる必要性が極めて大きい」(「バイオテクノロジー-戦略大綱」より)。これを推進するには、原料となるでんぷん等の糖類を安価に調達する必要があるが、日本国内で調達することは困難であり、輸入に頼らざるを得ない。一方、米国等は自国内で安価に調達することが可能である。でんぷん等に係る高関税率は、バイオテクノロジー分野における日本の国際競争力強化を阻害する要因となっている。
根拠法令等	とうもろこし等の関税割当制度に関する省令第6条 関税定率法 関税暫定措置法 関税割当制度に関する政令
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省生産局特産振興課

農業(10)	JAS法による玄米・精米の表示制度の見直し【新規】
規制の現状	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)では、農産物検査法に基く銘柄検査を受けた米だけが、産地・品種の表示ができることとされている。銘柄検査を受けるためには、栽培する都道府県の産地品種銘柄として設定される必要がある。産地品種銘柄でない品種は、銘柄検査を受けることができず、等級検査のみを受け、表示は「年産国内産その他うるち米100%」などとなる。産地品種銘柄として認定される要件は都道府県によって異なるが、小ロットの品種は、現行制度となって以来、認定されたものがない。</p>
要望内容	<p>新品種や小ロット品種の米については、JAS法表示制度の適用除外とすべきである。 JAS法表示制度が適用される場合には、新品種や小ロット品種の米についても産地品種銘柄の認定が容易になされるようにすること。</p>
要望理由	<p>民間育成品種や中央農業総合研究センターによる低蛋白米「春陽」など個性のある品種が多数あるにもかかわらず、その品種名で販売することができず、消費者や米卸などの実需者に対して十分な情報提供ができない。このような状況は、多様な消費者ニーズに応えた売れる米作りを目指す米政策改革大綱の趣旨に反している。</p>
根拠法令等	<p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 玄米及び精米品質表示基準 農産物検査法第11条 農産物規格規程第1の2の(2)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>農林水産省総合食料局食料部消費流通課 農林水産省消費・安全局表示規格課</p>

農業(11)	ペットフード原料としての牛以外の動物由来の内臓加工品(嗜好性物質)の輸入解禁【新規】
規制の現状	平成13年9月、わが国において牛海綿状脳症が発生したことに伴い、ペットフードの原料に供される肉骨粉等も含め、飼料に供される可能性のある動物性加工たん白について、13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知により全ての国及び地域を対象として輸入一時停止措置が講じられている。ただし、輸入時において既に製品化され明らかに家畜の飼料として転用される可能性のないものは輸入一時停止措置の対象から除外されている。
要望内容	ペットフードの原料に供される肉骨粉等(牛以外の動物由来の内臓加工品(嗜好性物質))について、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合には(例えば、輸出国政府機関発行の検査証明書の添付、動物検疫所家畜防疫官による加工処理施設の指定、輸入者からの加工記録等の提出及び加工工程上生じる残さの処理並びにその報告を義務づけることにより)、輸入一時停止措置の対象から除外するべきである。
要望理由	国産のペットフード用の肉骨粉等の取扱いについては、「ペットフード用及び飼料用の肉骨粉の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号)により、ペットフード原料用の豚・馬及び家禽のみに由来する肉骨粉等の製造及び工場からの出荷、豚・馬及び家禽のみに由来する肉骨粉等を含むペットフードの製造及び工場からの出荷について一時停止措置が解除されている。しかし、国産の豚・馬及び家禽のみに由来する肉骨粉等の価格が高く、ペットフード原料としては輸入品に依存せざるを得ないが、現在、輸入一時停止措置が講じられており、これらを原料とすることが事実上不可能である。一方、これらを原料としたペットフードを輸入することは認められており、輸入ペットフードと国産ペットフードとの間で品質において著しい格差が生じている。一方、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合にはペットフードの原料に供する目的での輸入を認め、それを原料とするペットフードの製造及び工場からの出荷についても認めても、弊害は生じないものと考えられる。
根拠法令等	家畜伝染病予防法 「動物性加工たん白(肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの)の緊急輸入一時停止措置について」(平成13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知)
制度の所管官庁及び担当課	農林水産省消費・安全局衛生管理課